

事 務 連 絡
平成22年9月10日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長補佐（医療福祉担当）

労災診療費審査業務の国への集約化について

労災医療につきましては、日頃より審査精度の向上、都道府県医師会との調整等にご尽力いただきお礼申し上げます。

さて、これまで外部委託を図ってきた、労災レセプト等に係る事前点検業務については、今春の行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け」等の指摘を踏まえ、平成23年度中に廃止して業務を国へ集約化する方向で概算要求を行ったところであります。

このため、国への集約化に伴う庁舎の確保等都道府県労働局（以下「局」という。）において関係機関との調整を行っていただく必要がありますので、下記に基づき対応等よろしくお願いします。

記

1 局において行っていただきたい事項の概要

局においては、国への集約化を受け入れるため、以下の事項について条件整備を行い、準備を完了させた上で、遅くとも平成23年12月末までに受託事業者から業務を引き継いでください。

- （1）庁舎の確保及び当該庁舎への移転
- （2）必要な職員の確保（短時間再任用職員及び非常勤職員の採用）
- （3）必要な物品の引継ぎ等
- （4）その他必要な事項

2 庁舎の確保

上記1の（1）の庁舎の確保については、以下に留意の上、総務部総務課と連携し、必要に応じて管轄する財務局又は財務事務所と庁舎使用調整の事前協議を行ってください。

なお、概算要求を踏まえた労働局毎の必要面積及び本省への報告期日は別途通知いたします。

(1) 庁舎選定に係る優先順位

- ① 現在の労働局庁舎
- ② 労働局と同一市内（県庁所在地）の合同庁舎等国有財産の庁舎
- ③ 民間ビル又は地方自治体が所有する公有財産の庁舎（入居要件を満たす近隣の民間ビルの市場調査を実施の上、転居費用等一時費用を含めコスト比較を行った上で確定）

(2) 財務省との事前協議の状況等

庁舎の確保については、財務省理財局と事前に調整を行っており、当該理財局から各財務局及び各財務事務所に対して、労働局からの事前協議について情報提供が行われていますのでご承知おき下さい。

3 対外的な説明の指示あるまでの留保

労災指定医療機関、診療費審査委員会委員及び都道府県医師会への説明は、追って指示するまでお待ちください。